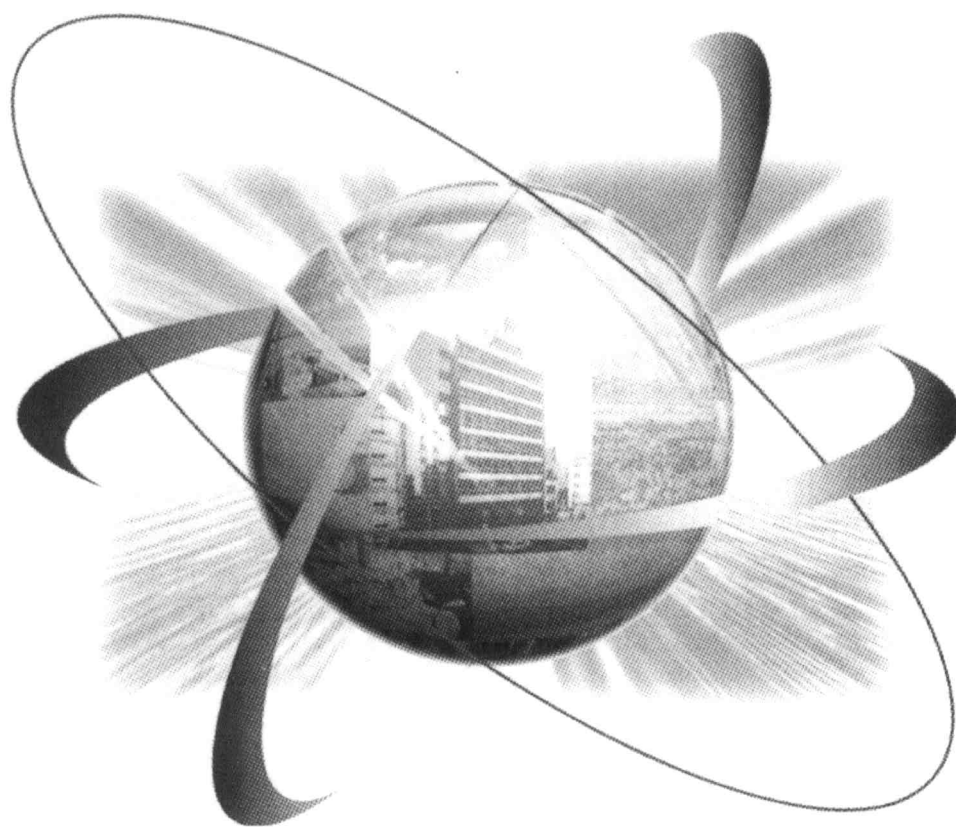


# ディスクロージャー誌

2007年版



フジフューチャーズ株式会社

# もくじ

はじめに .....	1
主な記載項目について .....	1
<b>1. 会社の概況</b>	
①会社名等 .....	3
②会社の沿革 .....	3
③会社の目的 .....	6
④事業の内容 .....	7
⑤営業所の状況 .....	9
⑥財務の概要 .....	10
⑦発行済株式総数 .....	10
⑧主要株主名 .....	10
⑨役員の状況 .....	11
⑩従業員の状況 .....	13
<b>2. 営業の状況</b>	
①営業方針 .....	14
②当社及び当業界を取巻く環境 .....	14
③営業の経過及び成果 .....	15
④対処すべき課題 .....	19
⑤受託業務管理規則 .....	20
⑥外務員の登録状況 .....	33
⑦委託者数に関する事項 .....	34
⑧苦情・紛争に関する事項 .....	35
⑨訴訟に関する事項 .....	37
<b>3. 経理の状況</b>	
①貸借対照表 .....	38
②損益計算書 .....	39
③株主資本等変動計算書 .....	40
④個別注記表 .....	41
⑤監査に関する事項 .....	48
⑥財務比率 .....	49
<b>【追加情報】</b> .....	50

## 《はじめに》

本書は、平成 19 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 《主な記載項目について》

### 1. 会社の概要

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員状況」 当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

#### (a) 純資産額規制比率

$$\text{純資産額}(\ast) / \text{リスク額}(\ast) \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したもので

す。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\text{純資産額}(\ast) / \text{資本金額} \times 100$$

(\*「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているものをいう。)

(c) 自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額}(\ast) \times 100$$

(\*「総資産額」とは、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額}(\ast) \times 100$$

(\*「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(g) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 寺 町 博
所在地	東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号
電話番号	03-3270-2211 (大代表)

### ② 会社の沿革

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業し、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営んでおります。また、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、現在に至っております。

年 月	概 要
昭和38年 9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年 3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年 3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年 3月	大阪穀物取引所の仲買人となる 大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年 1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる
昭和43年 5月	資本金を1億80万円に増資
10月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目2番地へ移転
昭和44年 5月	資本金を1億2,096万円に増資
昭和45年 5月	資本金を1億4,515.2万円に増資
昭和46年 1月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
5月	資本金を1億7,418.2万円に増資
昭和47年 5月	資本金を2億6,127.3万円に増資

年 月	概 要
昭和48年 5月	資本金を3億9,190万円に増資
6月	資本金を4億円に増資
昭和49年 5月	資本金を5億円に増資
昭和56年 1月	資本金を5億196万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和58年 5月	仙台支店開設
昭和59年 1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成元年11月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成3年 6月	資本金を5億4,000万円に増資
8月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成6年 3月	資本金を12億1,000万円に増資
平成8年 3月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成9年 4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成10年 7月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成11年 6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成12年 3月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成13年 5月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
平成13年 6月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9月	大阪商品取引所を脱退する
平成13年11月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員（第1種商品取引受託業）の許可更新を受ける
平成14年 4月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業（協議法人）の許可更新を受ける
平成14年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成15年11月	関西商品取引所を脱退する
12月	名古屋支店開設
平成16年 4月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6月	広島支店開設

年 月	概 要
平成16年 9月	横浜商品取引所を脱退する
10月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成17年 4月	農林水産省および経済産業省より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5月	日本商品清算機構の清算資格取得
9月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成18年 6月	資本金を22億1,000万円に増資
平成19年 3月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6月	中部大阪商品取引所を脱退する

③ 会社の目的

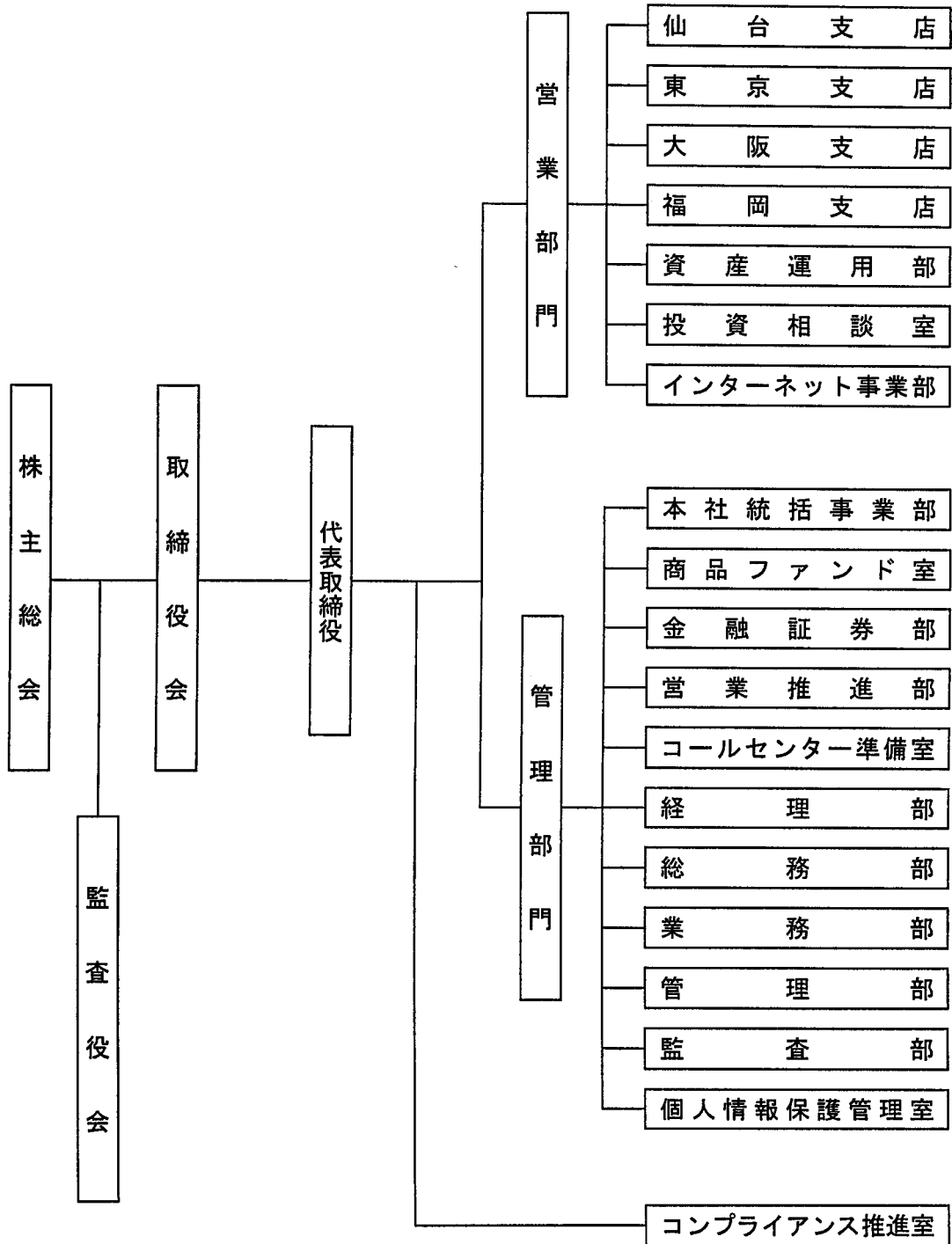
- (1) 商品取引所法に基づく各地商品取引所の商品取引員となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の受託業務を行う。
- (2) 鉄、非鉄金属、貴金属類の精錬・加工・分析およびこれらの地金、製品、宝飾品の売買、輸出入、売買の仲介および売買取引の受託とそれらに関する投資。
- (3) 次の商品に関する売買、輸出入、売買の仲介および売買取引の受託とそれらに関する投資。
  - ア. 穀物、砂糖、野菜、花等農産物およびその製品。
  - イ. 綿花、綿糸、乾繭、生糸等繊維原料およびその製品。
  - ウ. 木材、合板等林産物およびその加工品。
  - エ. 牛肉、豚肉、鶏卵等畜産物。
  - オ. エビ、マグロ等水産物。
  - カ. 油脂およびその原料。
  - キ. ゴムおよびその加工品。
  - ク. 原油、天然ガス、ガソリン等石油製品。
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業。
- (5) 海外における商品取引所の市場に上場される商品の売買、受託、取次、仲介および代理業。
- (6) 金融先物取引法に基づく金融先物取引業。
- (7) 有価証券の売買および外国為替の取引、ならびにそれらの先物売買、受託、取次、仲介および代理業。
- (8) 情報サービスの提供ならびに出版業務。
- (9) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理。
- (10) 損害保険代理業。
- (11) 前各号に付随する一切の業務。

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引およびオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「17 総合第 34 号」

経済産業省「平成17・04・05商第 3 号」

取引所名	商品市場名 (略称)		農産物				上場商品名		
	農産物	砂糖	貴金属	アルミ	石油	ゴム			
東京穀物商品取引所	○						小豆、一般大豆、非組換大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、とうもろこしオプション、大豆オプション		
		○					粗糖、粗糖オプション		
東京工業品取引所			○				金、銀、白金、パラジウム、金オプション		
				○			アルミニウム		
					○		ガソリン、灯油、原油		
						○	ゴム		

(b) 従たる業務

・商品ファンド販売業

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項第3号に掲げる法人として金融庁、農林水産省および経済産業省より商品投資販売業の許可を受けております。

許可番号：金融庁「金監第1877号」

農林水産省「14総合第507号」

経済産業省「平成14・04・23商第14号」

・純金積立および金地金販売

三菱商事株式会社との提携により、月々定額を積み立てて金を購入する純金積立「フジ・ゴールド・プラン」と、金地金の販売を行っております。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号	03-3270-2211
東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	03-3284-2211
仙台支店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5番22号	022-212-2211
大阪支店	大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番22号	06-6233-2211
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目12番6号	092-477-2211

⑥ 財務の概要（平成19年3月決算期）

(a) 資本金	2, 210, 000千円
(b) 純資産額 *1	5, 002, 508千円
(c) 総資産額	22, 110, 243千円
(d) 営業収益 （うち、受取委託手数料）	3, 328, 316千円 （ 4, 008, 346千円）
(e) 経常損失	1, 378, 814千円
(f) 当期純損失	1, 944, 328千円

\*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

注) 同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により、当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402, 000, 000株（平成19年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

（平成19年3月31日現在）

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
寺町 博	221,000,000 株	54.97%
日研産業株式会社	61,592,200 株	15.32%
株式会社コトブキ	40,000,000 株	9.95%
寺町 美摩	29,200,000 株	7.26%
フジフューチャーズ従業員持株会	17,786,800 株	4.42%
フジフューチャーズ株式会社	17,540,000 株	4.36%
定村 雅文	2,334,000 株	0.58%
計盛 隆澄	1,000,000 株	0.24%
戸谷 雅美	1,000,000 株	0.24%
谷口 勝美	850,000 株	0.21%
計	392,303,000 株	97.58%

⑨ 役員 の 状 況

役 員 および職名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 会長兼社長	寺 町 博 大正13年4月25日	221,000,000
取締役副会長	寺 町 美 摩 昭和11年6月6日	29,200,000
取締役副社長	定 村 雅 文 昭和26年6月3日	2,334,000
常務取締役 (営業本部長)	計 盛 隆 澄 昭和31年5月27日	1,000,000
常務取締役 (財務担当)	下 川 富 士 雄 昭和28年1月7日	25,000

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
常務取締役 (社長室長)	有 宗 良 治 昭和30年4月14日	125,000
取締役 (会長室長)	小 谷 田 麻 由 昭和33年1月28日	—
取締役 (関西中部 事業部長)	谷 口 勝 美 昭和29年1月1日	850,000
取締役 (東北事業部長)	吉 田 晴 満 昭和35年1月8日	800,000
取締役 (関東事業部長)	別 府 圭 一 昭和37年12月24日	800,000

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
取締役 (本社事業部長)	月原茂博 昭和33年10月16日	400,000
取締役 (管理本部長)	大井康弘 昭和19年2月19日	800,000
監査役 (常勤)	田中三四郎 昭和24年3月23日	—
監査役 (非常勤)	藤本和巳 昭和22年6月19日	—
監査役 (非常勤)	花本洋二 昭和41年3月5日	—

⑩ 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	315人	253人	62人	199人	116人
平均年齢	38.7歳	40.5歳	31.5歳	39.3歳	37.8歳
平均勤続年数	7.1年	7.4年	6.0年	5.1年	10.6年
外務員数	239人	223人	16人	193人	46人

## 2. 営業の概況

### ① 営業方針

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品取引員としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

そして皆様の資産の形成に寄与するために、当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。

また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。皆様の大切な資産を守り形成していくために、常に将来を予測し続け、最適なリスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

### ② 当社および当業界を取り巻く環境

当事業年度におけるわが国経済は、依然として個人消費が伸び悩んでいるものの、前年度から続く大手企業の業績改善を背景に設備投資が増加し、全体として回復基調をたどり、長年にわたったデフレ傾向に克服の兆しが見えてまいりました。

商品先物業界においては、NY市場の金価格の上昇や地政学的リスクの高まりなどを背景として貴金属市場が活況を呈しましたが、OPECの動向や高値警戒感などから石油市場は乱高下を見せ積極的な商いが手控えられました。農産物市場は、とうもろこしにエタノール需要という大型材料が出現したことから10年来の高値を付けましたが、穀物全体は米国の大豊作がマイナス要因となって伸び悩みとなりました。全国商品取引所における出来高は8,510万枚、前年度比21.06%減となり、7期ぶりに1億枚を割り込みました。前年度を上回ったのは金、白金、ゴムの3銘柄にとどまっています。

改正商品取引所法の施行や、金融商品取引法成立に際して商品先物取引についても営業活動における行為規制が強化され、その影響で出来高が低迷しました。これらの変化を受けて商品取引所の再編が進み、平成18年4月に横浜商品取引所が東京穀物商品取引所と合併、12月には福岡商品取引所が関西商品取引所に吸収合併され、平成19年1月には中部商品取引所と大阪商品取引所が合併し中部大阪商品取引所が誕生しています。この結果7取引所から4取引所に集約されました。

### ③営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおきましたが、委託売買高が4,511,748枚（前年比6.3%減）受取手数料も4,008,346千円（前年比2.6%減）となりました。

#### (2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおいて慎重に取り組み、貴金属市場で一定の成果を上げましたが、農産物市場、砂糖市場及び石油市場で損失を計上し、その他の売買損益等と合わせて680,029千円の損となりました。

以上の結果、当期の営業収益は3,328,316千円（前年比26.8%減）となり、営業費用が4,697,539千円（前年比0.3%増）となったため、営業損失は1,369,222千円となりました。

経常損失は1,378,814千円、当期純損失は1,944,328千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

## (a)受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第45期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	978,784
砂糖市場	91,192
貴金属市場	1,893,470
アルミニウム市場	4,048
石油市場	688,598
ゴム市場	353,641
小 計	4,009,733
未収収益計上額	△ 1,387
小 計	△ 1,387
合 計	4,008,346

(注)

1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 4 5 期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引決済損益	
農産物市場	△ 95,266
砂糖市場	△ 66,492
貴金属市場	151,107
アルミニウム市場	△ 123
石油市場	△ 56,693
ゴム市場	△ 6,044
小 計	△ 73,509
商品先物取引評価損益	134,011
商品売買損益	147
その他の売買損益	△ 740,679
合 計	△ 680,029

## (注)

1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。(当期、オプション取引はございません。)
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商品市場名	第 4 5 期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農 産 物 市 場	850,404	65,980	916,384
貴 金 属 市 場	1,650,541	146,958	1,797,499
アルミニウム市場	5,864	52	5,916
石 油 市 場	1,217,242	166,324	1,383,566
ゴ ム 市 場	722,757	29,024	751,781
砂 糖 市 場	64,940	6,892	71,832
合 計	4,511,748	415,230	4,926,978

## (注)

売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(当期、オプション取引はございません。)

#### ④ 対処すべき課題

商品先物取引業界を取り巻く環境は、法令だけを見ても改正商品取引所法をはじめとして個人情報保護法、会社法、金融商品取引法など大きな変化が訪れています。この変化の中で健全で適正な効率の高い企業活動により確実に業績を向上させていくために、当社は対処すべき経営課題を生産性の向上、付加価値の高いサービスの提供、戦略機能の充実、組織機能の見直し、コンプライアンスの徹底と捉え、次の戦略施策に取り組んでいます。

- ① 組織営業部門の抜本的改革
- ② ネット事業部門のてこ入れ
- ③ 内勤部門の改革
- ④ 成長戦略
- ⑤ 経営企画機能の充実
- ⑥ I T企画機能、構築機能の拡充
- ⑦ 金融証券部をディーリング部門として充実させる
- ⑧ コンプライアンスを徹底する

また、これらの戦略施策を確実に実現する経営管理体制の構築のために、予算実行体制として予算管理の体制および予算統制プロセスの確立を、内部統制システムとしてコンプライアンス体制の確立の構築を目指します。特にコンプライアンス体制においては、コンプライアンス推進室を設置し、「社員行動規範」および「コンプライアンス規程」の制定を行なったほか、外部講師による社員研修の実施やコンプライアンス研修試験の実施により社内に周知徹底を図っております。

今後とも時代の変化や顧客ニーズに応え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいり所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ⑤受託業務管理規則

### 受託業務管理規則

フジフューチャーズ株式会社

#### (目的)

第1条 この規則は、顧客の自己責任原則の徹底を図りつつ、適正な受託業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

#### (制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

#### (責任の所在)

第3条 受託業務に係る経営上の責任は、取締役が負うものとする。

#### (管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 統括責任者は管理担当取締役とし、本規則に基づき本店及び支店の受託業務の適切な運営を指揮・統括する。
- (2) 副統括責任者は統括責任者が任命した管理部門役職者とし、統括責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うとともに管理担当班責任者の職務について掌握、指導する。又、統括責任者不在の場合はその職務を代理し、所定の審査事項については速やかに統括責任者に報告する。
- (3) 本店及び支店の管理担当班は、管理部門の役職者を責任者とし、1名以上をもって構成し、本店管理部の指示に基づいて業務を遂行する。また、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等については速やかに副統括責任者に報告する。
- (4) 管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、必要に応じて営業部門への調査権を有するものとする。

#### (投資可能資金額の定義)

第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって

発生した損失額等を差引いた額をいう。

- 2 顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、前項の定義を十分に説明し、理解させた上で投資可能資金額の申出を受けるものとする。

(迷惑勧誘に関する対応)

第6条 当社は、顧客への迷惑勧誘を防止するため、次に定める勧誘を行わない。但し、顧客から指定された場合はその限りではない。

- (1) 当該顧客が就寝していると推測される時間帯（PM9時からAM8時）の勧誘
- (2) 当該顧客から勧誘を行わないよう依頼のあった時間帯、場所、方法での勧誘
- (3) 当該顧客の意思に反する長時間（3時間以上）に亘る勧誘
- (4) 当該顧客を威圧し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘

(勧誘の際の告知及び意思確認)

第7条 当社は、登録外務員による電話、訪問等により商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、勧誘に先立って、顧客に対して、会社名、外務員名及び目的を告知することとする。

- 2 当社は前項の告知を行い、顧客に勧誘を受ける意思を確認し、取引をする意思表示をした者について記録を作成し、これを取引終了後3年間保管する。
- 3 当社は、委託を行わない旨の意思を表示した者（勧誘を受ける意思のない者を含む。）については記録を作成し、再勧誘は行わないものとする。また、当該申出のあった者については、電話発信規制システムへの登録を行うことで再勧誘の防止に対応することとする。

(適合性の審査)

第8条 受託における適合性の審査は、担当営業社員が「委託のガイド受領書」、「契約前アンケート」、「リスク確認書」、「相場予測が外れた時の対処の仕方」及び「口座設定申込書」の書面を添えて、受託前に予め管理担当班に報告し、審査を受けることとし、その手続きの最終審査者は統括責任者とする

- 2 当社は、受託適否の審査終了後でなければ、約諾書の差入れ、証拠金の受入れ、取引の受注を行わない。
- 3 受託における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
  - (1) 商品先物取引の理解度
  - (2) 社会的経験度
  - (3) 資産及び収入

(4) 投資可能資金額

- 4 勧誘及び適合性の審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
- 5 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等と定め、これらを事前審査録に記録し、これを本店管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不相当と認められる勧誘)

第9条 当社は、次の第1号乃至第5号に該当する者を常に不相当な者と判断し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (3) 長期療養者
  - (4) 破産者で復権を得ない者
  - (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者
- 2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の勧誘は行わないものとし、必要な措置を講ずる。

(原則として不相当と認められる勧誘)

第10条 当社は、次の第1号乃至第3号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。但し、次条に定める要件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
  - (2) 一定以上（年間500万円以上）の所得を有しない者
  - (3) 一定以上（75歳以上）の高齢者
  - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- 2 前項各号に該当しない者であっても、統括責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと判断した者に対しては、委託の勧誘を行わない。
- 3 当社は、70歳以上75歳未満の高齢者については、契約に先立って副統括責任者が、電話又は面談により事前審査を行なう。

(原則として不相当と認められない例外の勧誘)

第11条 前条第1項各号に該当する者で、本人から取引をしたい旨の申出があった場合、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として、不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解しているとともに、以下に掲げる例外要件を自ら満たすことを確認する旨の自書による申出書があり、例外の要件を満たした上で、商品取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引をするにふさわしいと管理担当班が判断し、統括責任者が認めた場合はこの限りではない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する者は、本人から取引をしたい旨を明記し、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した自書による申出書があること。

(2) 前条第1項第3号に該当する場合は、本人から取引をしたい旨を明記した自書による申出書があり、下記の①及び②又は③に該当し、管理担当班が認めた者

① 「理解度テスト」により、商品先物取引の仕組み、リスク等を的確かつ十分に理解していると認められる者

② 商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有する者

③ 証券取引における信用取引又は外国為替証拠金取引の取引経験が直近の3年以内に延べ180日以上有する者

(3) 前条第1項第4号に該当する場合は、下記の事項を記載した申出書があること。

① 顧客自ら投資可能資金額を超えて取引をしたい旨

② 新たな投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されている旨

③ 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有している旨

2 取引中の顧客が、前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合は本条第1項第1号の要件を満たし、また前条第1項第3号に該当することが判明した場合は本条第1項第2号の要件を満たし、管理担当班が電話又は面談により審査し、統括責任者が認めた場合はこの限りではない。

3 取引中の顧客が前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合、顧客の情報を更新するものとする。

4 当該審査記録に関しては、第8条第5項に準ずるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第12条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引・委託のガイド」等を事前に交付した上で、以下に掲げる事項について、まず、第1号及び第2号について説明し、その理解を書面により確認した後で第3号以下の事項を説明し、再度その

理解を書面により確認するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
  - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
  - (3) 取引証拠金等に関する事項
  - (4) 委託手数料に関する事項
  - (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
  - (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項
- 2 本条第1項の説明に加えて、「リスクの確認」及び「相場予測が外れた時の対処の仕方」の書面を併せて説明交付するものとし、当該書面の受領書並びに「契約前アンケート」の差入れを受けるものとする。

(取引意思の確認)

第13条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、次の事項を記載した「口座設定申込書」を徴収することとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所及び連絡先住所
  - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
  - (3) 収入及び資産状況
  - (4) 商品先物取引、証券取引及び外国為替証拠金取引の経験の有無
  - (5) 投資可能資金額
  - (6) その他必要と認める事項
- 2 当社は、売買の都度、売買報告書及び売買計算書を送付する他、電話又は適切な手段により売買内容を報告し、顧客の取引意思を確認する。
- 3 契約時の取引意思の確認と同時に、顧客に対して本人確認を行い、本人確認書類を徴収する。
- 4 顧客の属性については、次の事項を記載した「顧客カード」を作成する。
- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所及び連絡先住所
  - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
  - (3) 収入及び資産状況
  - (4) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無

- (5) 投資可能資金額
  - (6) その他必要と認める事項
- 5 顧客の属性について、「口座設定申込書」の審査及び、担当営業社員からの報告により、顧客に関する情報の変更があった場合、速やかに情報を更新することとする。
- 6 顧客カードの原本は、本店管理部に備え付けることとし、当該支店には写しを備え付けるものとする。

(未経験者等の取引に係る管理措置)

第 14 条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験の無い者については、3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずることとする。なお、商品先物取引の経験の無い者とは、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有しない者をいう。

- (1) 取引にあたっては、第 12 条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される売買取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 習熟期間中の顧客については、商品先物取引を十分理解したうえ、円滑な取引が行われるよう、次の事項について「取引経過アンケート」調査を行う。調査結果により取引指導が必要な場合は、管理担当班が必要な知識の啓蒙と普及に努める。
  - ① 売買注文は自身の判断と責任で行うことについて
  - ② 売買報告書をその都度確認することについて
  - ③ 残高照合通知書を毎月確認することについて
  - ④ 担当者との連絡状況が良好か否かについて
  - ⑤ その他必要と認める事項について
- (4) 習熟期間中の顧客から売買の受託を行うにあたっては、顧客の保護と育成を図るため、当該顧客の資質、資力等を考慮のうえ、相応の取引証拠金の範囲内において、次の要領により受託を行うこと。

顧客自身が「口座設定申込書」上で定めた投資可能資金額の3分の1の範囲内の建玉枚数（1枚あたりの取引本証拠金で除した数量）を上限と定める。但し、統括責任者が次に定める事項により、正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

- ① 副統括責任者が顧客の商品先物取引の仕組み、リスク等を「理解度テスト」により、十分習熟したと客観的に認められる者。

- ② 未経験者保護のための取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに自らが例外要件を満たすことについて確認する旨の自書による申出書があること。

2 当該審査記録の保管に関しては、第8条第5項に準ずるものとする。

(顧客に対する誠実公正義務)

第15条 顧客の指示及び依頼に対しては、誠実かつ公正に業務を遂行すること。

(不正資金の流入防止)

第16条 当社は、公金取扱者等による不正資金の流入を防止するため、必要な管理措置を講ずることとする。

- (1) 公金取扱者とは、銀行、信用金庫、郵政公社等の金融機関に勤務する者、農業、漁業等の協同組合、地方公共団体、一般企業等における経理・財務担当者並びに自己の資金以外の金銭または有価証券を取り扱う者をいう。
- (2) 前号に掲げる者からの受託に際しては、自己資金の範囲内で取引を行う旨の書面の差し入れを受けること。
- (3) 管理担当班責任者は本条第1項第1号に該当する顧客に対し、受託後速やかに面談し、商品先物取引の一層の理解を求めるとともに自己資金の範囲内で余裕のある取引をするよう啓蒙する。
- (4) 管理担当班責任者は、面談内容を顧客面談記録に記載し、統括責任者に報告する。
- (5) 副統括責任者は、本条第1項第1号に該当する顧客の入金累計が一定額を超えることとなった場合は、当該顧客と面談のうえ、投下資金の内容について調査を行い、面談結果について記録を作成し、統括責任者に報告する。記録は統括責任者が取引終了後3年間保管すること。
- (6) 統括責任者は、副統括責任者の報告及び顧客面談記録に基づき審査し、取引の継続、停止等の措置を速やかに決定する。不正資金の流入が確認された顧客については、統括責任者が直ちに建玉決済を当該顧客に要請し、清算すること。

(取引本証拠金の額と適用範囲)

第17条 取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とし、その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所で上場している商品並びに商品指数とする。但し、当社が定める取引本証拠金は、商品市場の状況の変化等により、当社が必要と判断した場合には一定額を増額することがある。なお、取引本証拠金の額等に係る社内責任者は統括責任者と

し、その内容について顧客及び社内に周知徹底するとともに記録は3年間保存すること。

(受託業務における禁止事項)

第18条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第19条 前条に定める受託等業務に関する禁止事項に抵触した者に対して、営業部は就業規則、投資相談室は登録外務員雇用契約書に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第20条 当社は、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の領布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、社内管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。又、更新を行なうときも同様とする。

2 管理委員会は管理担当取締役、管理部部長、及び総務部部長の3名をもって構成し、その責任者は管理担当取締役とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第21条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(電子取引)

第22条 電子取引は、別に定める「電子取引受託業務管理規則」によるものとする。

附則：この規則は平成10年9月1日から実施する。

附則：この改正は平成11年8月1日から実施する。 第3条を改正。第13条を新設。

附則：この改正は平成14年1月1日から実施する。

第4条、第5条、第7条、第8条を改正。第15条を新設。

附則：この改正は平成14年7月1日から実施する。

第3条を改正。

附則：この改正は平成15年4月1日から実施する。

第3条、第4条、第10条、第13条を改正。

附則：この改正は平成15年6月6日から実施する。

第11条を新設。旧第11条以下条文を繰り下げる。

附則：この改正は平成16年9月1日から実施する。

第3条を改正。

附則：この改正は平成17年5月1日から実施する。

第4条、第5条、第7条、第8条を新設。

第3条を一部改正、旧第5条を第6条、旧第7条を第10条、旧第8条を第11条とし一部改正。

旧第6条を第9条、旧第9条を第12条、旧第10条を第13条、旧第11条を第14条、旧第12条を第15条、旧第13条を第16条、旧第14条を第17条、旧第15条を第18条、旧第16条を第19条とする。

附則：この改正は平成17年7月19日から実施する。

第3条、第5条、第11条を新設。

旧第12条を第15条、旧第14条を第17条、旧第15条を第18条、旧第16条を第19条、旧第17条を第20条、旧第18条を第21条、旧第19条を第22条とする。

旧第3条を第4条、旧第4条を第9条、旧第5条を第10条、旧第6条を第8条、旧第8条を第6条、旧第9条を第12条、旧第10条を第13条、旧第11条を第14条、旧第13条を第16条とし一部改正。

第2条、第7条を一部改正。

附則：この改正は平成19年1月4日から実施する。

第4条、第5条の一部を改正。

第8条第1項を削除。第2項を第1項とし一部改正。

第8条第3項を第2項と第4項を第3項と読み替える。

第8条第5項を削除。第6項を第4項と読み替える。

第8条第7項を削除。第8項を第5項と読み替える。

第10条第3項、第4項の一部を改正。第11条第1項、第2項の一部を改正。

第12条第2項の一部を改正。

第13条第4項、第5項、第6項を新設。

第14条、第16条、第17条、第19条、第20条の一部を改正。

# 受託業務管理規則

## (電子取引用)

フジフューチャーズ株式会社

### (目的)

第1条 この規則は、電子取引（ホームトレード取引）の顧客について、適正な受託業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

### (制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

### (責任の所在)

第3条 受託業務に係る経営上の責任は、取締役が負うものとする。

### (管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 統括責任者は管理担当取締役とし、本規則に基づき電子取引における受託業務の適切な運営を指揮・統括する。
- (2) 副統括責任者は統括責任者が任命した管理部門役職者とし、統括責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うとともに管理担当班責任者の職務について掌握、指導する。又、統括責任者不在の場合はその職務を代理し、所定の審査事項について速やかに統括責任者に報告する。
- (3) 管理担当班は、管理部門の役職者を責任者とし、1名以上をもって構成し、本店管理部の指示に基づいて業務を遂行する。又、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等については速やかに副統括責任者に報告する。

### (勧誘に関する対応)

第5条 当社は、電子取引（ホームトレード取引）において商品先物取引の委託の勧誘を行わない。

### (取引意思の確認)

第6条 当社は、顧客の取引意思を確認するため、契約に先立って、次の書面又

電子データを徴収することとする。

- (1) 氏名、性別、職業、年齢、商品先物取引・証券取引・外国為替証拠金取引等、他の金融商品に関する取引経験の有無等を記載した「資料請求書」又は「口座設定申込書」
  - (2) 「電子取引に関するお取決め事項」を熟読して理解できた旨を記載した「電子取引利用申込書」
  - (3) 「委託のガイド受領書」及び「リスク確認書」
  - (4) 収入、資産状況などを申告する「商品先物取引適格条件に関する確認書」
  - (5) 「本人確認書面」
2. 顧客の属性については、次の事項を記載した「顧客カード」を作成する。
- (1) 氏名、性別、生年月日、自宅住所及び連絡先住所
  - (2) 職業、業種
  - (3) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無
  - (4) 収入、資産状況
  - (5) その他必要と認める事項
3. 顧客カードの原本は、本店管理部に備え付けることとし、インターネット事業部には写しを備え付けるものとする。

(適合性の審査)

第7条 受託における適合性の審査は、「口座設定申込書」、「電子取引利用申込書」、委託のガイド受領書」及び「リスク確認書」、「商品先物取引適格条件に関する確認書」をもとに予め管理担当班が審査することとし、その手続きの最終審査者は統括責任者とする。

- 2 当社は、受託適否の審査終了後でなければ、取引を受託しない。
- 3 受託における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
  - (1) 収入、資産状況
  - (2) 職業、業種
  - (3) 年齢、社会的経験
  - (4) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無
- 4 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等と定め、これらを顧客カードに記録し、これを本店管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不相当と認められる者)

第8条 当社は、次の第1号乃至第5号に該当する者を常に不適当な者と判断し、一切の商品先物取引の受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期療養者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者

2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の受託は行わないものとし、必要な措置を講ずる。

(顧客に対する誠実公正義務)

第9条 顧客の指示及び依頼に対しては、誠実かつ公正に業務を遂行すること。

(公金取扱者等からの書面の差し入れ)

第10条 当社は、受託に先立って公金取扱者等からは、顧客本人の自書による書面の差し入れを受けるものとする。

- (1) 公金取扱者等とは、銀行、信用金庫、郵政公社等の金融機関に勤務する者、農業、漁業等の協同組合、地方公共団体、一般企業等における経理・財務担当者並びに自己の資金以外の金銭または有価証券を取り扱う者をいう。
- (2) 前号に掲げる者からの受託に際しては、「自己資金の範囲内で取引を行う」旨を記した書面の差し入れを受けること。

(不正資金の流入防止)

第11条 当社は、自己資金の範囲を超えた不正資金の流入を防止するため、顧客の属性と照らし合わせて相当ではない金額の預託を行なおうとする顧客については、面談あるいは電話にて顧客の余力や資金の健全性を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

(取引本証拠金の額と適用範囲)

第12条 取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とし、その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所で上場している商品並びに商品指数とする。但し、当社が定める取引本証拠金は、商品市場の状況の変化等により、当社が必要と判断した場合には一定額

を増額することがある。なお、取引本証拠金の額等に係る社内責任者は統括責任者とし、その内容について顧客及び社内に周知徹底するとともに記録は3年間保存すること。

(受託業務における禁止事項)

第13条 商品先物取引の委託の受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第14条 前条に定める受託等業務に関する禁止事項に抵触した者に対しては就業規則に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第15条 当社は、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の領布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、社内管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。又、更新を行うときも同様とする。

2 管理委員会は管理担当取締役、管理部部長、及び総務部部長の3名をもって構成し、その責任者は管理担当取締役とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附則：この規則は平成11年12月1日より実施する

附則：平成17年5月1日より全面改訂

附則：第4条(管理担当班の設置)、第6条(取引意思の確認)、第7条(適合性の審査)、第12条(取引本証拠金の額と適用範囲)及び第15条(広告、宣伝に係る管理措置)の変更規定は、平成19年2月1日から実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
215名	84名	53名	246名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
7,850名	5,635名	8,318名

## ⑧ 苦情・紛争に関する事項

当社における、お客様からの苦情・相談の窓口は「管理部」で行っています。管理部は委託者訪問、取引の相談等に区分けされており本店・支社・支店合わせて12名をもって構成されています。本店及び支社・各支店には専任担当者を配置し、新規委託者の勧誘、受託の審査、委託者訪問による委託者の状況把握、又電話等による取引相談等、適切な委託者管理、指導に努めています。

専任担当者の報告やお客様の申出等により、委託者管理における不適切な点があった場合は、管理部長が営業部門に対して速やかに指示・指導を行うと同時に改善のための必要な措置を取るなど委託者の保護・育成を図ると共に、営業部門に対する牽制を行っています。苦情等が発生した場合は、管理部長が早期対応・早期解決を旨とし、直ちに所定の社内調査を行い、適切な対応を行っております。又、監査部5名による社内監査等の実施により営業部門のコンプライアンスの徹底、適切な受託業務の指導など社員教育も行っております。又、不適格者の参入防止、ルール遵守と共にクレームなどを監視し未然防止に努めています。尚、事務処理におきましては業務グループ23名が専任で行っています。

平成18年度中においては、取引結果や担当外務員に対する不満から日本商品先物取引協会（日商協）に2件の苦情申出がありましたが、お客様の了解が得られ円満に解決しました。又、当社に申出のあった苦情は38件あり、内23件はお客様の了解が得られ円満に解決致しました。残りの15件につきましてもお客様と話し合いを続け、早期解決に努めております。

なお、苦情及び紛争の内訳は以下のとおりです。

### (1) 平成18年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情申立事由	処 理 結 果				処理中
	件 数	解 決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	3	2	0	0	1
取引に係るもの	19	15	0	0	4
取引終了時に係るもの	4	3	0	0	1
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	26	20	0	0	6

\* 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議・不

平・不満等を表明したもの、または日商協にその解決の申出のあったもの。

\* 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

\* 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

(2) 平成 18 年度中の紛争受付件数及び処理結果

紛争申立事由	処 理 結 果				処理中
	件数	解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	1	1	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0

\* 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議・不平・不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、または日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

\* 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

\* 3. 「処理結果」の「解決」は取引所または日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

○平成 18 年度中の係争

当年度における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が当社に対して損害賠償を求めた訴訟が 14 件あり、和解が成立したものが 5 件で残り 9 件が係争中です。又、当社が原告となり 7 件の差損金請求の訴訟を行い勝訴判決 4 件、和解したもの 1 件、現在係争中が 2 件であります。

訴訟件数	判決	和解	係争中
21	4	6	11

## 3. 経理の状況

## ①貸借対照表

## 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,334,735	流動負債	15,342,495
現金及び預金	5,173,989	短期借入金	460,000
委託者未収金	335,326	1年以内返済予定長期借入金	327,000
有価証券	60,122	1年以内償還予定社債	180,000
前払費用	24,677	未払金	92,752
保管有価証券	1,171,721	未払費用	60,258
差入保証金	11,715,132	未払法人税等	7,920
委託者先物取引差金	1,415,216	賞与引当金	58,100
委託者保護基金担保金	245,000	事業所閉鎖損失引当金	6,457
繰延税金資産	109,456	預り証拠金	14,057,797
未収入金	50,835	金利スワップ負債	71,911
未収還付法人税等	1,875	その他の流動負債	20,297
未収収益	60,128	固定負債	1,732,658
その他の流動資産	8,641	社債	1,110,000
貸倒引当金	△ 37,390	長期借入金	380,000
固定資産	1,775,508	退職給付引当金	116,660
有形固定資産	984,959	役員退職慰労引当金	125,998
建物及び設備	288,236	特別法上の準備金	922,784
器具備品	109,091	商品取引責任準備金	922,784
土地	587,631	(商品取引所法第221条)	
無形固定資産	41,095	負債合計	17,997,938
ソフトウェア	16,787	純資産の部	
のれん	16,021	株主資本	
その他の無形固定資産	8,285	資本金	2,210,000
投資その他の資産	749,453	資本剰余金	1,385,000
投資有価証券	1,000	資本準備金	1,385,000
出資金	50,300	利益剰余金	780,405
長期未収債権	225,020	利益準備金	302,500
長期差入保証金	571,301	その他利益剰余金	477,905
その他の投資	110,686	別途積立金	1,030,000
貸倒引当金	△ 208,855	繰越利益剰余金	△ 552,094
		自己株式	△ 263,100
資産合計	22,110,243	純資産合計	4,112,305
		負債及び純資産合計	22,110,243

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

②損益計算書

損 益 計 算 書

〔自 平成18年 4月 1日  
至 平成19年 3月 31日〕

(単位：千円)

		科 目	金 額	額	
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営業収益		3,328,316	
		受取手数料	4,008,346		
		売買取損益	△ 680,029		
	営業 損 失 の 部	営業費用		4,697,539	
		販売費及び一般管理費	4,697,539		
	損 益 外 損 益 の 部	営業損失		1,369,222	
		営業 外 損 益 の 部	営業外収益		67,740
			受取利息	24,774	
			金利スワップ評価益 その他の	36,726 6,240	
		営業 外 損 益 の 部	営業外費用		77,332
支払利息			46,108		
社債利息			18,438		
社債発行費 その他の			11,154 1,630		
特 別 損 益 の 部		経常損失		1,378,814	
		特別 損 益 の 部	特別利益		399,908
	取引所出資金持分払戻益		19,909		
	固定資産売却益		379,999		
	特別 損 益 の 部	特別損失		708,667	
		商品取引責任準備金繰入	155,345		
		過年度役員退職慰労引当金繰入	45,307		
		事業所閉鎖損失引当金繰入	6,150		
		固定資産除売却損	490,843		
		賃貸借契約解約損	2,135		
減損損失		8,885			
税引前当期純損失			1,687,573		
法人税、住民税及び事業税		9,526			
過年度法人税、住民税及び事業税		2,877			
法人税等調整額		244,350	256,754		
当期純損失			1,944,328		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
前期末残高	1,210,000	385,000	385,000	302,500	1,030,000	1,470,794
当期変動額						
新株の発行	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 78,561
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△ 1,944,328
当期変動額合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	△ 2,022,889
当期末残高	2,210,000	1,385,000	1,385,000	302,500	1,030,000	△ 552,094

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本	
	利益剰余金合計			合計
前期末残高	2,803,294	△ 263,100	4,135,194	4,135,194
当期変動額				
新株の発行	—	—	2,000,000	2,000,000
剰余金の配当	△ 78,561	—	△ 78,561	△ 78,561
当期純損失(△)	△ 1,944,328	—	△ 1,944,328	△ 1,944,328
当期変動額合計	△ 2,022,889	—	△ 22,889	△ 22,889
当期末残高	780,405	△ 263,100	4,112,305	4,112,305

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### ④個別注記表

##### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (a) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

その他有価証券 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券 商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によって評価しております。主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満) 額面金額の 80%

社債(上場銘柄) 額面金額の 65%

株券(一部上場銘柄) 時価の 70%相当額

倉荷証券 時価の 70%相当額

###### (b) デリバティブ取引の評価方法

時価法によっております。ただし、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理によっております。

###### (会計方針の変更)

金利スワップにつきましては、従来時価評価により生じる評価差額を当期の損益として処理していましたが、当事業年度より金利スワップの特例要件を満たす金利スワップ契約については金利スワップの特例処理を適用することに変更いたしました。

この変更は、当事業年度にヘッジ取引に関する管理規定の整備を行ったことを契機に、ヘッジの効果をより適切に計算書類に反映させるために行うものであります。この結果経常損失および税引前当期純損失は 10,208 千円減少しております。

###### (c) 固定資産の減価償却方法

・有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

・無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

###### (d) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

###### (e) 引当金の計上基準

###### ・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

- ・賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末に在籍している従業員にかかる支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

(追加情報)

当事業年度より、賞与支給制度の見直しを行い、当事業年度においては、賞与支給対象期間が従来の対象期間から変更されました。その結果、当事業年度末においては賞与引当金が計上されております。この結果、営業損失、経常損失および当期純損失は 58,100 千円増加しております。

- ・事業所閉鎖損失引当金

事業所の閉鎖に伴い、発生が見込まれる損失について合理的に見積もられる金額を計上しております。

- ・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異 (212,540 千円) については、10 年による按分額を費用処理しております。

- ・役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。ただし、期末要支給額のうち、前事業年度以前の過年度相当額については、役員の平均在任期間を考慮した年数で均等償却しております。

(会計処理方法の変更)

役員退職慰労金につきましては、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することといたしました。

この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを踏まえ、役員在任期間にわたって合理的に費用配分することにより、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

この変更により、当事業年度の発生額 80,690 千円を販売費及び一般管理費に計上し、過年度負担相当額 45,307 千円につきましては特別損失に計上しております。この結果、営業損失および経常損失は 80,690 千円増加し、税引前当期純損失は 125,998 千円増加しております。

- (f) 特別法上の準備金の計上基準

商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております。

- (g) 営業収益の計上基準

①受取手数料

商品先物取引

商品取引所における約定日に計上しております。

②売買損益

商品先物取引損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(h) リース取引の会計処理

リース取引は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に該当し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(i) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は4,112,305千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部につきましては、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

## (2) 貸借対照表に関する注記

(a) 取締役に対する金銭債権 17,862千円

(b) 従業員に対する金銭債権 27,131千円

(c) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

預	金	2,020,009千円
土	地	560,361千円
建	物	208,602千円

担保に係る債務

短期借入金	460,000千円
一年内返済長期借入金	327,000千円
長期借入金	380,000千円

(d) 株式会社日本商品清算機構に預託している資産

取引証拠金現金	11,714,682 千円
取引証拠金有価証券	1,170,961 千円
清算預託金	339,935 千円

(e) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 56,108 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 980,000 千円であります。

(f) 委託者未収金のうち無担保のものは、272,201 千円であります。また、投資その他の資産の部に計上されているものは、225,020 千円であります。

(g) 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります。

(h) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、株式会社日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(i) 有形固定資産の減価償却累計額

926,022 千円

(j) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機及びその周辺機器があります。

(k) 財務制限条項

社債 1,020,000 千円には、財務制限条項がついており、特定の条項に抵触した場合、金融機関の申出によって、社債未償還残高以上の金額の定期預金の担保差入が求められることになっております。当該条項は以下のとおりであります。

- 商品取引所法にて義務付けられている以下の財務比率を遵守
  - 分離保管措置率 100%以上・流動比率 100%以上・負債比率 10 倍以内・純資産余裕比率 100%以上・純資産額規制比率 120%以上。
- 監督官庁(農水省・経産省)、各商品取引所、日本商品先物取引協会からの指導水準である以下の財務比率を遵守。
  - 経常利益黒字・自己資本比率 10%以上、委託者未収金比率 80%以下、借入金比率 30%以下、経常収支率 100%以上。
- 有利子負債償還年数を 0 年以下に維持。ただし年数の計算式は以下のとおりとする。
  - 有利子負債償還年数 = (純有利子負債 - 正常運転資金 - 現預金) ÷ (税引後当期利益 + 減価償却費 - 社外流出)
  - 純有利子負債 = 短期借入金 + 1 年以内返済予定の長期借入金 + 1 年以内償還予定の社債 + 長期借入金)

正常運転資金＝委託者未収金＋受取手形(割引・裏書譲渡除く)＋棚卸資産－委託者未払金－支払手形

正常運転資金<0の場合は0とする。

総有利子負債－正常運転資金－現預金<0の場合は0とする。

社外流出＝役員賞与＋支払配当金。

### (3) 損益計算書に関する注記

#### (a) 受取手数料の内訳

商品先物取引	4,008,346千円
--------	-------------

#### (b) 売買損益の内訳

商品先物取引決済損益	△73,509千円
------------	-----------

商品先物取引評価損益	134,011千円
------------	-----------

商品売買損益	147千円
--------	-------

有価証券先物取引等損益	△740,679千円
-------------	------------

#### (c) 支配株主との取引高

営業取引高	5,484千円
-------	---------

### (4) 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	242,000千株
当事業年度増加株式数	160,000千株
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	402,000千株

(注)普通株式の発行済株式の増加160,000千株は、平成18年6月30日付け第三者割当増資によるものであります。

#### (b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	17,540千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	17,540千株

#### (c) 剰余金の配当に関する事項

##### ・配当金支払額

平成18年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	78,561千円

1株当たり配当額	35 銭
基準日	平成 18 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日

・基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの。

平成 19 年 6 月 6 日開催の取締役会において、次のとおり決議をしております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	96,115 千円
1株当たり配当額	25 銭
基準日	平成 19 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 19 年 6 月 29 日

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内訳

〈繰延税金資産〉

繰越欠損金	464,895 千円
貸倒引当金	60,493 千円
商品取引責任準備金	375,481 千円
退職給付引当金	47,469 千円
役員退職慰労引当金	51,268 千円
賞与引当金	23,640 千円
その他	19,002 千円
繰延税金資産小計	1,042,249 千円
評価性引当額	△932,795 千円
繰延税金資産合計	109,456 千円

(6) リースにより使用する固定資産に関する注記

器具備品	電子計算機およびノートパソコン等
ソフトウェア	汎用電子計算機ソフトウェア等
車輛運搬具	役員車および営業車

(7) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	10 円 69 銭
1株当たり当期純損失	5 円 64 銭

(8) 退職給付会計に関する注記

採用している制度の概要 適格年金制度を採用しております。

当事業年度末における退職給付引当金並びに退職給付信託における年金資産は、それぞれ以下のとおりであります。

退職給付債務	642,829 千円
年金資産	441,153 千円
未積立退職給付債務	201,676 千円
会計基準変更時差異の未処理額	85,016 千円
退職給付引当金	116,660 千円

(9) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 (*1) / リスク額 (*2) × 100]	305%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 (*3) / 資本金額 × 100]	226%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	186%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	19%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 (*4) × 100]	45%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 (*3) × 100]	360%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	133%

小数点以下は四捨五入

\*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

\*2 リスク額は同法第211条に基づく施行規則第99条により算出しております。

\*3 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

\*4 総資産額は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いております。

【追加情報】

1. 平成19年6月28日開催の第45回定時株主総会において、次のとおり監査役が選任され就任しました。

その略歴は次のとおりです。

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
監査役 (非常勤)	塩屋博之 昭和43年7月30日	—

2. 同総会をもって取締役大井康弘氏および監査役藤本和巳氏が退任されました。

3. 同総会後に開催された取締役会において、次のとおり役付取締役が選任されました。

代表取締役会長兼社長	寺町 博
取締役副会長・総務担当	寺町美摩
取締役副社長・営業担当	定村雅文
専務取締役・営業本部長	計盛隆澄
専務取締役・管理本部長	
兼コンプライアンス推進室長	下川富士雄
専務取締役・社長室長兼上場準備室長	有宗良治
取締役・会長室長	小谷田麻由
取締役・大阪支社長	谷口勝美
取締役・仙台支店長	吉田晴満
取締役・第一東京支店長	別府圭一
取締役・本社統括事業部長	月原茂博

以 上